

令和2年度

事業計画書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

はじめに

本年度で4年目を迎える当センターの事業運営は、柱の業務である巡回指導がいよいよ毎年度に1回（原則）の周期に入る節目の年度であり、これを円滑に完遂することが最大の目標となる。既に巡回指導員体制は充足しており、今後の巡回指導についてはこれまでの経験を踏まえた精度が高く、事業者目線にもたった指導を適切に推進し、事業者の自律した積極的な活動によって輸送の安全及び利用者の利便が確保されるよう支援していくこととする。特にこれまでの巡回活動で確認された現場の問題は重点的に改善する方策も進める。

さらにこれからの貸切バス適正化事業を取り巻く環境変化を考え、より効率的で実効性があり、かつ公益財団法人に相応しい事業体制の確立と運営方策を一層推進する。

本年はオリンピック・パラリンピック東京大会が開催され、交通の役割は一層高まり、これを機会として貸切バス業界が安全・安心の交通環境を支える一翼を担うものとして認知され、一層飛躍し、定着できるように意識付けを図りたい。

I 平成31年度（令和元年度）事業計画の実績

- 1 巡回指導は、指導員の体制整備も概ね計画通りの実施が見込まれる。年度末には1,308営業所（センター：637、地方バス協会：671）を完了する見込みとなった。地方バス協会委託分も概ね計画通りと見込まれる。
- 2 負担金については、対象全事業者の98.3%が納付し、関東運輸局長への報告件数は3者にとどまり、平成31年度も概ね良好な納付状況であった。
- 3 旅客から寄せられる苦情・要望について、平成31年度は交通問題のみの苦情1件となった。
- 4 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営営する行為の防止を図るための啓発活動について、本年度は車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを貸切バス事業者に配布することとした。
- 5 指導項目の中で事業者に共通している問題点も見られ、対策強化が必要と考えられる。
- 6 本年度はセンター全員での職員研修を実施し、併せて茨城県バス協会との合同会議を行い、現状の巡回指導の問題点、また、今後の巡回指導体制について有意義な意見交換を行った。

II これからの事業環境について

指導員の体制整備に伴い、指導の質を高めるとともに安定した指導体制を樹立していくことが必要となる。このことは、各地方バス協会への委託分も含め総合的な視点で進めなければならない。また、新規参入の事業者等については、適正化セン

ターの活動を理解いただけるような取り組みを進めていく。

一方、体制の充実に伴い負担金に連動する経費の増加が見込まれるが常に効率的運営を心がける。

同時に、意識が高く安定した指導体制を築くために職員研修会の継続的实施ならびに人事処遇について引き続き考慮し、モチベーションの高まる体制に築き上げる必要がある。

Ⅲ 令和2年度事業計画基本方針及び個別方針

以上の環境認識を踏まえ、本年度は次のように展開する

1 巡回指導業務

- (1) 全ての営業所に対し、原則年1回の巡回指導を実施
- (2) 適正化事業指導員の資質の維持、向上
- (3) これまでの巡回指導結果に基づく重点指導施策の推進

2 負担金取扱業務

- (1) 納付率の維持、向上
- (2) 負担金の額の抑制のため、繰越金の充当やコスト削減の努力

3 苦情処理業務

旅客からの苦情・要望受付の適切な対応と適正な処理に努める

4 公益法人としての体制整備（組織・監査等）

- (1) 公益法人として組織強化を図る
- (2) 職員研修の実施
- (3) 寄附金用途の確認と執行

5 啓発活動及び広報活動

- (1) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動
- (2) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動
- (3) 貸切バス事業者の経営の適正化を促進するための啓発活動

6 当センターへの評価

センターを取り巻く状況を把握し、良い評価、悪い評価ともその要因を分析し、研修等を通し職員の資質向上を図る。

7 個別課題の検討

- (1) 業務委託制度の再検討
- (2) センター、地方バス協会（バス協会同士含む）の指導の差異の有無の確認
- (3) 職員処遇制度の点検・改善

この方針のもと、以下のとおり事業を展開する。

1 巡回指導業務

- (1) 巡回指導業務は、本年度から平年度化され原則、各営業所ごとに毎年 1 回実施することになる。なお、適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会との連携を図る。

本年度の巡回指導実施計画数は、次表のとおりとする。

巡回指導実施計画数

月	実施 営業所数 (カ所)	内 訳		実施地区
		センター分 (カ所)	地方バス協会 委託分 (カ所)	
4月	128	54	74	関東運輸局管内
5月	128	54	74	関東運輸局管内
6月	128	54	74	関東運輸局管内
7月	128	54	74	関東運輸局管内
8月	128	54	74	関東運輸局管内
9月	128	54	74	関東運輸局管内
10月	128	54	74	関東運輸局管内
11月	128	54	74	関東運輸局管内
12月	128	54	74	関東運輸局管内
1月	128	54	74	関東運輸局管内
2月	128	54	74	関東運輸局管内
3月	121	54	67	関東運輸局管内
計	1,529	648	881	

- (2) 指導員を各種講演会、セミナー、研修等に参加させる等、職務の執行にかかる資質の維持、向上を図る。

- (3) センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務について、以下に掲げる団体へ委託する。

- ・一般社団法人東京バス協会
- ・一般社団法人神奈川県バス協会
- ・一般社団法人千葉県バス協会
- ・一般社団法人埼玉県バス協会
- ・一般社団法人茨城県バス協会
- ・一般社団法人群馬県バス協会
- ・一般社団法人栃木県バス協会
- ・一般社団法人山梨県バス協会

- (4) 重点指導ポイント（「始業時点呼の徹底」等）の効果的指導。

2 負担金取扱業務

巡回指導業務体制が整ったことに伴い、より事業経費が増額するため、業界の適正化の進捗状況を見ながら、今後の巡回指導の進め方を含め、よりコンパクトで効率的な運営をすることにより、負担金水準の増加を極力減じるための努力をしていく。

3 苦情処理体制の整備

旅客から寄せられる苦情・要望等の受付業務については、本年度も引き続き電話及びインターネットで受付し、受付内容は、事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。

4 公益法人としての体制整備

- (1) 公益財団法人が果たすべき役割を認識しながら、組織体制運営に努める。
- (2) 職員を適宜研修等に参加させ資質の向上を図る。
- (3) 寄附金については、センターの体制強化のための効果的活用を徹底していく。

5 啓発活動及び広報活動

- (1) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動については、センターのホームページを活用するほか、適宜ポスター・チラシ等を作成し関係機関等と連携を図りながら、機会を捉えて行う。
- (2) 関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止するため、センターのホームページを活用するほか、関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
- (3) 事業者が自律的に安全意識を高めていくため、また適正な経営を進めていくための自助努力を促す機会を検討する。

6 当センターへの評価等に基づくPDCA策の展開

昨年度に引き続き本年度も、センターを取り巻く状況を把握した上で貸切バス事業者及び地方バス協会等からの評価を分析、検討し社会、業界から信頼される存在になるためにセンター職員全員での研修等も実施し改善策を推進する。

7 個別課題の検討

- (1) 現行の地方バス協会との業務委託制度について検証し、行政、センター、地方バス協会とで協議を重ねより効果的、効率的な方策を模索する。
- (2) センター、地方バス協会の指導の差異の有無を確認し、調整を図っていく。
- (3) 安定した巡回指導体制を築くために職員の処遇制度を引き続き検討する。